

船舶事故調査報告書

平成27年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年9月29日 09時15分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港西北西方沖 浜田市所在の馬島灯台から真方位286°9.7海里（M）付近 （概位 北緯34°56.9′ 東経131°51.4′）
事故調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{あさひ} 朝日丸、19トン HG2-6013（漁船登録番号）、個人所有 19.07m（Lr）×4.43m×1.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数150、昭和61年2月21日 B 漁船 ^{だいきゅう} 大久丸、14トン SN2-2955（漁船登録番号）、個人所有 17.16m（Lr）×3.68m×1.18m、FRP ディーゼル機関、515kW（動力漁船登録票による）、昭和58年7月21日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年5月26日 免許証交付日 平成24年6月11日 （平成29年7月5日まで有効） B 船長B 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年4月4日 免許証交付日 平成24年6月1日 （平成30年4月4日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 球状船首部に破口 B 左舷船尾部に破口
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、浜田港西北西方約12M沖を自動操舵により約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）

	<p>で東南東進していた。</p> <p>船長Aは、椅子に腰を掛け、レーダー（3Mレンジ）で周囲の通航船の状況を確認したところ、船首方に他船のレーダー映像を認めたが、全て同航のいか釣り船であると思い、その後かすかに眠気を感じたものの、同じ姿勢で操船を続け、平成25年9月29日09時15分ごろ、衝突時の衝撃で目覚め、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員4人が乗り組み、浜田港西北西方沖で底引き網を引きながら約2knの速力で北東進していた。</p> <p>船長Bは、他の通航船が操業中であるB船を避けてくれると思い、甲板員4人と共に船首甲板で下を向いて魚の選別作業を行っていたところ、甲板員の「危ない」という叫び声で左舷方を見ると、50～60m先にB船の船首部に向かって接近して来るA船を認めたので、操舵室に行って速力を全速力前進とし、汽笛を鳴らした。</p> <p>B船は、前進を始めた頃、その左舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船及びB船は、自力航行して浜田港に入港し、その後、両船共修理された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、いか釣り船であり、9月27日12時00分ごろ浜田港を出港し、山口県萩市見島北方沖で29日06時前まで操業を行っていた。</p> <p>A船のレーダーには、エコートレイル表示機能がなかった。</p> <p>船長Bは、底引き網を引いている間（約50分）、3～4回、操舵室に戻ってレーダー（6Mレンジ）で周囲の通航船の動静を確認しており、本事故発生の2～3分前にレーダーで多数のいか釣り船が西方から浜田港に向かっているのを確認していた。</p> <p>A船より先航したいか釣り船は、B船を避けて浜田港に向かっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、浜田港西北西方沖を東南東進中、船長Aが居眠りに陥ったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船首方に他船のレーダー映像を認めたが、全て同航のいか釣り船であると思い込み、B船のレーダー映像に気付かず、また、操業時の疲れなどもあり、眠気を感じたものの、椅子に腰を掛けた姿</p>

	<p>勢で操船を続けたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>B船は、浜田港西北西方沖をえい網しながら北東進中、船長Bが、他の通航船が操業中のB船を避けてくれると思い、船首甲板で下を向いて魚の選別作業を行っていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、浜田港西北西方沖において、A船が東南東進中、B船がえい網しながら北東進中、船長Aが居眠りに陥り、また、船長Bが下を向いて魚の選別作業を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 眠気を催した際には、外気に当たるなどして眠気を覚ますこと。 ・ 操業中においても、常時適切な見張りを行い、自船に接近して来る船に対しては、汽笛を鳴らすなどして早めに注意喚起を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

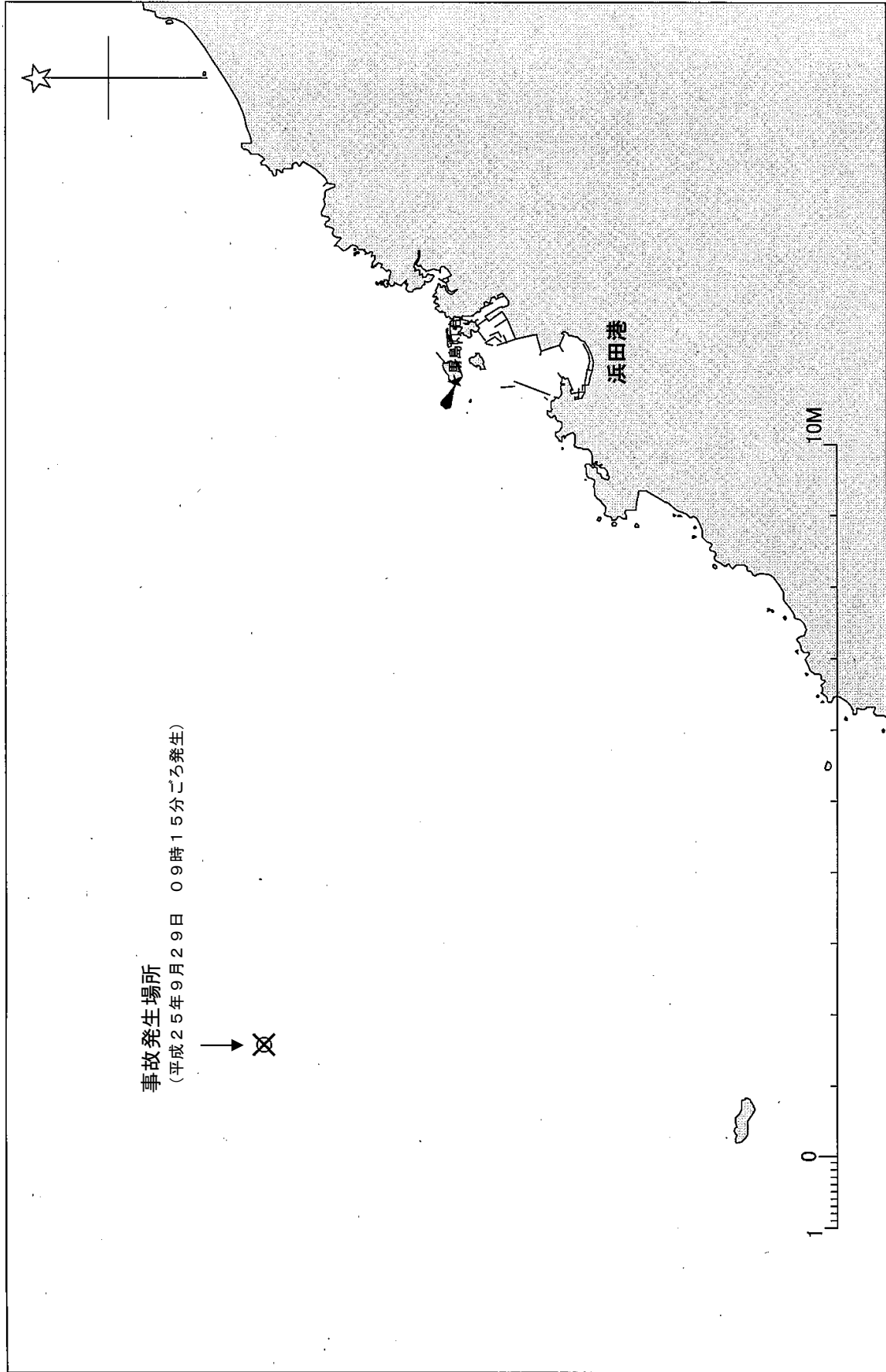


写真1 A船の損傷状況



損傷箇所

写真2 B船の損傷状況



損傷箇所